

令和6年6月定例会の結果

1 請願 2 陳情 3 資料（請願・陳情文書表）

1 請願

番号	件名	結果
請願第1号	訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを国に働きかけることを求める請願書	不採択
請願第2号	自校式給食の継続を求める請願	不採択
請願第3号	「市民サービスコーナー廃止」の撤回を求める請願	不採択

2 陳情

番号	件名	結果
陳情第1号	教育特区設置に関する陳情	不採択
陳情第2号	「静岡市公文書管理条例」の制定に関する陳情	不採択

3 資料（請願・陳情文書表）

（請願第1号）

厚生委員会
（令和6年6月18日受付）

訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを国に働きかけることを求める請願書

請願者 静岡市葵区
静岡市医療と福祉を良くする会
代表委員 山田 美香

紹介議員 市川 正 寺尾 昭 内田隆典

【請願趣旨】

3年に1度の介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が4月から引き下げられたことに不安や怒りが広がっています。身体介護、生活援助など訪問介護は、独居の方を始め要介護者や家族の在宅での生活を支えるうえで欠かせないサービスです。

ところが今回の基本報酬引き下げで訪問介護事業所、とりわけ小規模・零細事業所が経営難に陥り、倒産、廃業に追い込まれる恐れがあります。厚生労働省の調査結果でも、訪問介護事業所の約4割が3年連続赤字であるにもかかわらず、今回の引き下げが強行されました。小規模・零細事業所の撤退で在宅介護の基盤が崩壊してしまう恐れがあります。

厚生労働省は報酬引き下げの理由として、訪問介護の利益率が介護事業全体と比べて「高い」ことをあげています。「高い」のは、高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業所などの一部でしかなく実態からかけ離れています。また、訪問介護は人手不足が深刻です。背景には、全産業平均と比べ賃金が月6万円も下回る実態があります。

政府は、訪問介護の基本報酬を引き下げても、介護職員の処遇改善加算でカバーできるとしていますが、これはすべて人件費に回り、すでに加算を受けている事業所は基本報酬引き下げで減収となり、その他の加算を算定要件が厳しいものが多く、「引き下げ分をカバーしきれない」と不安を訴える事業所もあります。市内のある事業所では昨年実績をもとに試算した結果、年間約78万円の減収になったそうです。「事業の継続を検討せざるを得ない状況」と訴える事業所もありました。このままでは「介護崩壊」を招きかねません。

以上の主旨から、下記事項につき、地方自治法第99条にもとづき、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣に対する意見書の提出を決議していただくよう請願いたします。

【請願項目】

- 1 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うよう国に働きかけて下さい。

内閣総理大臣 殿
厚生労働大臣 殿
財務大臣 殿

訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書（案）

3年に1度の介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が4月から引き下げられたことに不安や怒りが広がっています。身体介護、生活援助など訪問介護は、独居の方を始め要介護者や家族の在宅での生活を支えるうえで欠かせないサービスです。

ところが今回の基本報酬引き下げで訪問介護事業所、とりわけ小規模・零細事業所が経営難に陥り、倒産、廃業に追い込まれる恐れがあります。厚生労働省の調査結果でも、訪問介護事業所の約4割が3年連続赤字であるにもかかわらず、今回の引き下げが強行されました。小規模・零細事業所の撤退で在宅介護の基盤が崩壊してしまう恐れがあります。

厚生労働省は報酬引き下げの理由として、訪問介護の利益率が介護事業全体と比べて「高い」ことをあげています。「高い」のは、高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業所などの一部でしかなく実態からかけ離れています。また、訪問介護は人手不足が深刻です。背景には、全産業平均と比べ賃金が月6万円も下回る実態があります。

政府は、訪問介護の基本報酬を引き下げても、介護職員の処遇改善加算でカバーできるとしていますが、これはすべて人件費に回り、すでに加算を受けている事業所は基本報酬引き下げで減収となり、その他の加算も算定要件が厳しいものが多く、「引き下げ分をカバーしきれない」と不安を訴える事業所もあります。市内のある事業所では昨年実績をもとに試算した結果、年間約78万円の減収になったそうです。「事業の継続を検討せざるを得ない状況」と訴える事業所もありました。

「介護崩壊」を招かないようにするためにも、次のことを求めます。

記

1 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

静岡県静岡市議会

(請願第2号)

市民環境教育委員会
(令和6年6月19日受付)

自校式給食の継続を求める請願

請願者 静岡市清水区
清水・学校給食を考える会
代表 望月 結花

紹介議員 杉本 護 寺尾 昭 内田隆典

署名者数 ~~5,777~~名

125名追加(令和6年6月28日)計~~5,902~~名

16名追加(令和6年7月1日)計5,918名

【請願趣旨】

2023年2月、静岡市は「清水区船越地区に新たな学校給食センターを備する方針を固めた」と報道されました。内容は、清水区で自校調理を行う17小学校と飯田東小(現在、両河内学校給食センターから提供)、東部給食センターから提供している11中学校の給食調理を担う、1万食規模の給食センターを新設するとのことです。

私たちは、子どもには、心とからだを育てる学校給食は「作りたてのおいしい給食を食べさせたい」と願っています。

自校式給食には

○地場産の安全・安心・新鮮な農産物を給食に使用できる。

○調理員、子どもたち双方の姿が見え、作る側の喜び、食べる側の感謝の気持ちが芽生えるなどの心の交流ができる。

○食物アレルギーを持つ子どもたちに配慮できる。

○地震などの災害時に避難地となっている学校で食事の提供が容易になる。

など、より美味しく安全な学校給食が提供できるメリットがあります。

子どもたちのために、清水区の自校給食の継続を求めます。

【請願項目】

- 1 清水区の現在の調理室を順次建て替え、近隣の中学校と併せ、小中学校の給食が調理できる自校給食(学校内給食室)を建設してください。
- 2 学校給食は、市の直営で行ってください。
- 3 地産地消を大切に、安心・安全・新鮮な地場産品を取り入れた学校給食にしてください。

(請願第3号)

市民環境教育委員会
(令和6年6月20日受付)

「市民サービスコーナー廃止」の撤回を求める請願

請願者 静岡市葵区
藁科の明日を考える会
共同代表 関本 晴雄、酒井 政男

紹介議員 杉本 護 寺尾 昭 内田隆典

【請願趣旨】

日ごろ市民生活の向上に努力されていることに敬意を表します。

先頃、藁科市民サービスコーナーの廃止が発表されましたが、この件については、地域住民の要望・意見を聞くこともなく、市による一方的な廃止発表とは驚きを禁じえません。

廃止理由は、マイナンバーカードのコンビニ利用により各種証明書等の交付が可能とのことですが、マイナンバーカードに対しては不安や疑問から取得されない市民や高齢者もあり、全市民が取得していない下での廃止がどうして「利便性の向上」なのでしょう。

大原地域のマイナンバーカード未取得の市民は、藁科市民サービスコーナーの廃止により市役所までのバス代往復1,000円余の負担となるのです。

また市長の定例記者会見発表によれば、マイナンバーカードで交付できない証明などあることから問題であります。

難波市長の「結果を出す市政」とは、このように市民の意見も聞かず市民に時間と金銭的負担を強いるのは、市民不在の行政と断じざるを得ません。

住民票など市民生活に必要な交付窓口の市民サービスコーナーの廃止計画について撤回をされるよう請願いたします。

【請願項目】

1 市民サービスコーナーの廃止は撤回してください。

(陳情第1号)

市民環境教育委員会
(令和6年4月15日受付)

教育特区設置に関する陳情

陳情者 静岡市駿河区
NBインターナショナルキンダーガーデン
代表 田形 和仁

【陳情趣旨】

首都圏をはじめとして、インターナショナルスクールに通う生徒が年々増えている。それは、公教育は必須であり素晴らしいが、現代において万人受けするものではなくなっているからではないかと考えられる。私は公教育以外の選択肢として異なる種類の学校が必要だと考える。理由として、20年後、日本が韓国、イタリア程度の人口になることを考えると、海外との取引、折衝は必須である。私の8年ほど前の市長への要望から時間が経ってしまったが、今からでも人材を育てることは重要だと考える。それゆえ、インターナショナルスクール、英語で学べる場所の確保を要望する。

【陳情項目】

- 1 子どもたちの選択肢を増やす為に、静岡市に教育特区を設置しケンブリッジ国際、バカロレアに準拠した全日程英語教育の小学校を設立する。
- 2 新たに建物を新設せず、既存の施設を活用する。
- 3 学区を設けない。市内外から受け入れる。
- 4 特区による独立した組織とする。

(陳情第2号)

総務委員会
(令和6年4月24日受付)

「静岡市公文書管理条例」の制定に関する陳情

陳情者 静岡市駿河区
奥脇 卓也

【陳情趣旨】

私は、2023年1月25日に、市役所総務課に対して、静岡市が保管する永久保存文書4件の閲覧申出書を提出しました。そのうちの一つである「蒲原町町議会会議録(昭和15-34年度)」については、今年の4月になってようやく閲覧をすることができました。申請をしてから閲覧ができるまでに、約1年3か月(約450日)もの時間がかかりましたが、これは時間がかかりすぎではないかと思えます。そして、その原因の一つとして、静岡市ではいまだに「公文書管理条例」が制定されていないことが挙げられるものと思えます。

近年、「公文書管理条例」を制定する自治体は急速に増えており、その多くは「公文書の管理」全般について規定するほか、「特定歴史公文書の保存、利用等」についても規定を置いています。また、そうした先行自治体では、特定歴史公文書の利用請求に対する「決定の期限」を条例または規則の中に設けており、たとえば、昨年度末に公文書管理条例を制定した静岡県では、静岡県公文書等の管理に関する条例第20条で、特定歴史公文書の利用請求があった日から起算して、原則として15日以内、例外的に45日以内に利用決定等を行うこととし、さらに特例として、請求内容が著しく大量であり、かつ、事務に著しい支障が生じるおそれがある場合には、相当部分については利用期限内に利用決定等をした上で、残りの部分については相当期間内に利用決定等を行うといった規定を置いています。

今回、閲覧までに時間がかかった理由として、「文書の量が多かったこと」のほか、「人員不足」や「業務上の都合」があるそうです。しかし、ここまで時間がかかるとなると、もはや条例に規定がないことをいいことに、恣意的な嫌がらせをしているのではないかと疑いすら抱きます。そうした疑いを抱かせないためにも、また、組織上の問題だとするのであればなおさらのこと、静岡市も公文書管理条例を制定し、その中で閲覧請求に対する「決定期限」を規定することが必要だと考えるので、下記の陳情をします。

【陳情項目】

静岡市も「公文書管理条例」を制定し、その中で「特定歴史公文書の利用請求権」について明示した上で利用決定等についても明確な期限を設け、「公文書管理法の趣旨の重要性を認識している」旨の昨年の総務委員会での市役所の説明を、中身のない単なる言い逃れの的なものとする事なく、具体的な形として機能させるようにすることを陳情する。